

情報漏洩防止に関する誓約書

弊社(再委託をした場合は全ての再委託先を含む)は貴社より受託した全ての業務を遂行するにあたり、発注者及び貴社より提供される秘密情報及び個人情報について、以下のとおり漏洩防止することを誓約します。

- 「秘密情報」とは、発注者及び貴社の秘密である旨の表示がなされた書面、ディスク等の有形媒体により開示されるもの、当該電子データ等、又は秘密である旨を告知され口頭その他視聴覚的手段等により開示される情報及び、知得した営業上、技術上他の情報で社会通念上、秘密扱いを求められるものうち次の各号のいずれにも該当しないものとします。
 - 知得する以前に、既に弊社が所有していたことを立証できるもの
 - 知得した時に、既に公知であったもの
 - 知得した後、弊社の責によらず公知となったもの
 - 正当な権原を有する第三者から、(秘密保持義務を負うことなく)弊社が合法的に入手したことを立証できるもの
 - 知得した情報(前各号のいずれかに該当するものは除く)によることなく、独自に作成したことを立証できるもの
- 「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報であって、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。その改正法を含む)に定義されるものとします。
- 秘密情報及び個人情報は厳に秘密として取り扱い、貴社より受託された業務を遂行するために必要がある場合を除き、いかなる第三者に対してもこれを開示、又は漏洩しないことを誓約します。
- 貴社より受託した業務を遂行する関係者(再委託する場合は、全ての再委託先を含む)は業務を遂行するにあたり、関係する全ての場所で撮影されたものを、発注者及び貴社の了承を得ずに SNS で利用しないことを誓約します。
- 貴社より受託した業務を遂行する関係者(再委託する場合は、全ての再委託先を含む)は、在職中はもちろん退職後も、本誓約書により弊社が負う義務と同内容の義務を課すものとします。
- 秘密情報及び個人情報は貴社より受託した業務を遂行する目的及び、その他貴社から指定された目的に必要な範囲を超えて、複製・複写・筆写又は翻訳しません。また、必要により複製・複写・筆写又は翻訳されたものは秘密情報と同一に取り扱いません。
- 秘密情報及び個人情報は、貴社より受託した業務を遂行する目的、その他貴社から指定された目的のために必要がなくなった場合、又は貴社から要求があった場合には、貴社の指示に従い速やかに貴社に返却し、又は情報漏洩が生じないように適切に処分します。
- 秘密情報又は個人情報の漏洩を知った場合、又は情報漏洩のおそれを知った場合は直ちに貴社に連絡の上、当該漏洩による損害の発生又は拡大を防止するため必要な対策を実施します。
- 万一、本誓約書に違反し貴社が損害を被った場合は、建設工事標準下請負契約約款の定めるところ、又は直接かつ現実に発生した通常損害の範囲内において賠償します。

令和 年 月 日

林工グループ代表
株式会社 林工組
代表取締役社長 伊藤 友輔 殿

住 所

会社名

代表者

林工グループとは
(株)林工組・林工住宅(株)・(株)レリコム・(株)アイピーエス・エステート林工(株)・(株)共和コンサルタントをいう